# 第5次県庁エコオフィスプランについて(概要)

#### 1. 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項で義務付けられている自らの温室効果ガス排出削減等のための実行計画を策定するもの。

目標年度 2025年度(令和7年度)
(計画期間 2021年度(令和3年度)~2025年度(令和7年度))

## 3. 取組目標(令和4年3月一部改訂) ※下線部が改訂部分

区分	項目	基準年度	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2025 年度)
(1)	二酸化炭素排出量	77,225 トン	△41%	45,897 トン
(2)	コピー用紙使用量	<u>129,524</u> 千枚	△16%	<u>108,800</u> 千枚
(3)	廃棄物発生量	1,503 トン	△ 26%	1,118トン
	廃棄物資源化率	44.1%	_	60 %

(1)基準年度:2013年度(国の地球温暖化対策計画と同じ)

(2) 基準年度: 2013 年度(県独自の項目)(指定管理者制度導入施設の実績を反映済み)

(3) 基準年度: 2019 年度(県独自の項目)(指定管理者制度導入施設の実績を反映済み)

#### <目標設定の考え方>

①二酸化炭素排出量:国の「地球温暖化対策計画」における削減目安を参考に設定

②コピー用紙使用量:2019年度までの実績を踏まえ、毎年度1%削減

③廃棄物発生量:2019 年度までの実績 (指定管理者制度導入施設は 2017 年度からの

実績)を踏まえて設定(毎年度約64t削減)

④廃棄物資源化率:第4次計画の目標値を継続

### 4. 主な取組内容

- ①県庁 FMS により、職員や職場の取組継続
- ②県庁舎等で使用する電力の調達について、環境に配慮した契約を推進 (入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定の基準を設ける等)
- ③庁舎・道路の照明 LED 化、空調機やオフィス機器の省エネ型機種への更新等を推進
- 4公用車の電動車等への更新を推進
- ⑤各所属のエネルギー・廃棄物の削減状況の見える化により、所属の削減取組を推進
- ⑥廃棄物の資源化率の向上を確実に推進

# 5. 推進方策

- ①全庁的な推進体制は、21長崎県環境づくり推進本部・幹事会を活用
- ②計画に基づき、各所管部局において、自主的・積極的に取組を推進